

平成二十年十月三日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一七〇第四号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する質問に対する答弁書

一について

我が国として他国との間で解決すべき領有権の問題は、北方四島及び竹島をめぐる問題以外には存在しておらず、政府として、北方領土問題及び竹島問題の双方について問題の解決のため粘り強い努力を行っている。

二から五までについて

お尋ねの日は定められておらず、お尋ねの部署及び大臣は置かれていないが、政府としては、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討してきているところである。

六及び七について

お尋ねの閣議了解は存在しないが、政府としては、我が国国民が大韓民国の出入国手続に従って、同国が不法占拠を続けている竹島に入域することは好ましくないとの立場から、そのような入域を行わないよ

う、国民の理解と協力を要請してきている。

八について

北方領土問題と竹島問題についての政府の取組を単純に比較することは困難であるが、政府としては、北方四島及び竹島は我が国固有の領土であること、また、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ、適切に対応しているところである。